



宮 崎 県 公 報

平成28年6月29日(水曜日)号外 第35号

発 行 宮 崎 県
 印 刷 宮 崎 市 旭 1 丁 目 6 番 25 号
 K・Pクリエイションズ株式会社

発 行 定 日 毎 週 月 ・ 木 曜 日
 購 読 料 (送 料 共) 1 年 37,200 円

目 次

条 例	頁
○議会の議員その他非常勤の職員の公務災害補償等に関する条例の一部を改正する条例…………… (人事課) 2	選挙運動の公費負担に関する条例の一部を改正する条例…………… (市町村課) 5
○宮崎県税条例の一部を改正する条例…………… (税務課) 3	○旅館業法施行条例の一部を改正する条例…………… (衛生管理課) 7
○県税の課税免除等の特例に関する条例の一部を改正する条例…………… (“) 4	○宮崎県認定こども園の認定基準に関する条例及び宮崎県幼保連携型認定こども園の設備及び運営の基準に関する条例の一部を改正する条例… (こども政策課) 8
○宮崎県産業廃棄物税条例の一部を改正する条例…………… (“) 5	○公営企業の設置等に関する条例の一部を改正する条例…………… (企業局) 11
○宮崎県議会議員及び宮崎県知事の選挙における	○警察官等の被服の支給及び装備品の貸与に関する条例の一部を改正する条例…………… (県警本部) 11

本号で公布された条例のあらまし

- ◎ 議会の議員その他非常勤の職員の公務災害補償等に関する条例の一部を改正する条例 (条例第36号)
- 改正の理由及び主な内容
地方公務員災害補償法施行令の改正に伴い、所要の改正を行うこととしました。
 - 施行期日等
この条例は、公布の日から施行し、平成28年4月1日から適用することとしました。
- ◎ 宮崎県税条例の一部を改正する条例 (条例第37号)
- 改正の理由及び主な内容
地方税法の改正等に伴い、法人県民税法人税割の税率等について所要の改正を行うこととしました。
 - 施行期日
この条例は、一部の規定を除き、平成29年4月1日から施行することとしました。
- ◎ 県税の課税免除等の特例に関する条例の一部を改正する条例 (条例第38号)
- 改正の理由及び主な内容
企業立地の促進等による地域における産業集積の形成及び活性化に関する法律に基づく県税の課税免除を行った場合における地方交付税の減収補てん措置が延長されたことに伴い、所要の改正を行うこととしました。
 - 施行期日等
この条例は、公布の日から施行し、平成28年4月1日から適用することとしました。
- ◎ 宮崎県産業廃棄物税条例の一部を改正する条例 (条例第39号)
- 改正の理由及び主な内容
地方税法の改正に伴い、所要の改正を行うこととしました。
 - 施行期日
この条例は、公布の日から施行することとしました。
- ◎ 宮崎県議会議員及び宮崎県知事の選挙における選挙運動の公費負担に関する条例の一部を改正する条例 (条例第40号)
- 改正の理由及び主な内容
公職選挙法施行令の改正に伴い、公費負担の限度額について所要の改正を行うこととしました。
 - 施行期日
この条例は、公布の日から施行することとしました。

◎ 旅館業法施行条例の一部を改正する条例（条例第41号）

1 改正の理由及び主な内容

旅館業法施行令の一部改正等に伴い、簡易宿所営業の施設の構造設備の基準等を緩和するため、所要の改正を行うこととしました。

2 施行期日

この条例は、公布の日から施行することとしました。

◎ 宮崎県認定こども園の認定基準に関する条例及び宮崎県幼保連携型認定こども園の設備及び運営の基準に関する条例の一部を改正する条例（条例第42号）

1 改正の理由及び主な内容

保育の担い手確保に向けた要件弾力化を目的とする基準の改正等に伴い、所要の改正を行うこととしました。

2 施行期日

この条例は、公布の日から施行することとしました。

◎ 公営企業の設置等に関する条例の一部を改正する条例（条例第43号）

1 改正の理由及び主な内容

祝子発電所の最大出力の増加及び酒谷発電所の設置等に伴い、所要の改正を行うこととしました。

2 施行期日

この条例は、公布の日から施行することとしました。

◎ 警察官等の被服の支給及び装備品の貸与に関する条例の一部を改正する条例（条例第44号）

1 改正の理由及び主な内容

警察官等に支給する被服の品目の見直しに伴い、所要の改正を行うこととしました。

2 施行期日

この条例は、公布の日から施行することとしました。

条 例

議会の議員その他非常勤の職員の公務災害補償等に関する条例の一部を改正する条例をここに公布する。

平成28年6月29日

宮崎県知事 河野俊嗣

宮崎県条例第36号

議会の議員その他非常勤の職員の公務災害補償等に関する条例の一部を改正する条例

議会の議員その他非常勤の職員の公務災害補償等に関する条例（昭和42年宮崎県条例第35号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に下線で示すように改正する。

改正前	改正後								
附 則 (他の法令による給付との調整)	附 則 (他の法令による給付との調整)								
第5条 年金たる補償の額は、当該補償の事由となった障害又は死亡について次の表の左欄に掲げる年金たる補償の種類に応じ同表の中欄に掲げる法律による年金たる給付が支給される場合には、当分の間、この条例の規定にかかわらず、この条例の規定（第14条の2を除く。）による年金たる補償の年額に、同表の左欄に掲げる当該年金たる補償の種類に応じ同表の中欄に掲げる当該法律による年金たる給付ごとに同表の右欄に掲げる率を乗じて得た額（その額が当該年金たる補償の年額から当該補償の事由となった障害又は死亡について支給される同表の中欄に掲げる当該法律による年金たる給付の額の合計額を控除した残額を下回る場合には、当該残額）とし、これらの額に50円未満の端数があるときは、これを切り捨て、50円以上 100円未満の端数があるときは、これを100円に切り上げるものとする。	第5条 年金たる補償の額は、当該補償の事由となった障害又は死亡について次の表の左欄に掲げる年金たる補償の種類に応じ同表の中欄に掲げる法律による年金たる給付が支給される場合には、当分の間、この条例の規定にかかわらず、この条例の規定（第14条の2を除く。）による年金たる補償の年額に、同表の左欄に掲げる当該年金たる補償の種類に応じ同表の中欄に掲げる当該法律による年金たる給付ごとに同表の右欄に掲げる率を乗じて得た額（その額が当該年金たる補償の年額から当該補償の事由となった障害又は死亡について支給される同表の中欄に掲げる当該法律による年金たる給付の額の合計額を控除した残額を下回る場合には、当該残額）とし、これらの額に50円未満の端数があるときは、これを切り捨て、50円以上 100円未満の端数があるときは、これを100円に切り上げるものとする。								
<table border="1" style="width: 100%;"> <tr> <td style="width: 50%;">傷病補償年金</td> <td style="width: 50%;">[略]</td> </tr> <tr> <td></td> <td>障害厚生年金等（当該補償の事 <u>0.86</u></td> </tr> </table>	傷病補償年金	[略]		障害厚生年金等（当該補償の事 <u>0.86</u>	<table border="1" style="width: 100%;"> <tr> <td style="width: 50%;">傷病補償年金</td> <td style="width: 50%;">[略]</td> </tr> <tr> <td></td> <td>障害厚生年金等（当該補償の事 <u>0.88</u></td> </tr> </table>	傷病補償年金	[略]		障害厚生年金等（当該補償の事 <u>0.88</u>
傷病補償年金	[略]								
	障害厚生年金等（当該補償の事 <u>0.86</u>								
傷病補償年金	[略]								
	障害厚生年金等（当該補償の事 <u>0.88</u>								

<table border="1" style="width: 100%;"> <tr> <td style="width: 50%;">由となった障害について障害基礎年金が支給される場合を除く。 。)</td> <td style="width: 50%;"></td> </tr> <tr> <td style="text-align: center;">[略]</td> <td></td> </tr> <tr> <td colspan="2" style="text-align: center;">[略]</td> </tr> </table> <p>2 休業補償の額は、同一の事由について次の表の左欄に掲げる法律による年金たる給付が支給される場合には、当分の間、この条例の規定にかかわらず、この条例の規定による休業補償の額に、同表の左欄に掲げる法律による年金たる給付の種類に応じ同表の右欄に掲げる率を乗じて得た額（その額がこの条例の規定による休業補償の額から同一の事由について支給される当該年金たる給付の額の合計額を 365 で除して得た額を控除した残額を下回る場合には、当該残額）とする。</p> <table border="1" style="width: 100%;"> <tr> <td colspan="2" style="text-align: center;">[略]</td> </tr> <tr> <td style="width: 80%;">障害厚生年金等（当該補償の事由となった障害について障害基礎年金が支給される場合を除く。 。)</td> <td style="text-align: center;">0.86</td> </tr> <tr> <td colspan="2" style="text-align: center;">[略]</td> </tr> </table>	由となった障害について障害基礎年金が支給される場合を除く。 。)		[略]		[略]		[略]		障害厚生年金等（当該補償の事由となった障害について障害基礎年金が支給される場合を除く。 。)	0.86	[略]		<table border="1" style="width: 100%;"> <tr> <td style="width: 50%;">由となった障害について障害基礎年金が支給される場合を除く。 。)</td> <td style="width: 50%;"></td> </tr> <tr> <td style="text-align: center;">[略]</td> <td></td> </tr> <tr> <td colspan="2" style="text-align: center;">[略]</td> </tr> </table> <p>2 休業補償の額は、同一の事由について次の表の左欄に掲げる法律による年金たる給付が支給される場合には、当分の間、この条例の規定にかかわらず、この条例の規定による休業補償の額に、同表の左欄に掲げる法律による年金たる給付の種類に応じ同表の右欄に掲げる率を乗じて得た額（その額がこの条例の規定による休業補償の額から同一の事由について支給される当該年金たる給付の額の合計額を 365 で除して得た額を控除した残額を下回る場合には、当該残額）とする。</p> <table border="1" style="width: 100%;"> <tr> <td colspan="2" style="text-align: center;">[略]</td> </tr> <tr> <td style="width: 80%;">障害厚生年金等（当該補償の事由となった障害について障害基礎年金が支給される場合を除く。 。)</td> <td style="text-align: center;">0.88</td> </tr> <tr> <td colspan="2" style="text-align: center;">[略]</td> </tr> </table>	由となった障害について障害基礎年金が支給される場合を除く。 。)		[略]		[略]		[略]		障害厚生年金等（当該補償の事由となった障害について障害基礎年金が支給される場合を除く。 。)	0.88	[略]	
由となった障害について障害基礎年金が支給される場合を除く。 。)																									
[略]																									
[略]																									
[略]																									
障害厚生年金等（当該補償の事由となった障害について障害基礎年金が支給される場合を除く。 。)	0.86																								
[略]																									
由となった障害について障害基礎年金が支給される場合を除く。 。)																									
[略]																									
[略]																									
[略]																									
障害厚生年金等（当該補償の事由となった障害について障害基礎年金が支給される場合を除く。 。)	0.88																								
[略]																									

附 則

(施行期日等)

- この条例は、公布の日から施行し、この条例による改正後の議会の議員その他非常勤の職員の公務災害補償等に関する条例（以下「新条例」という。）の規定は、平成28年4月1日から適用する。
(経過措置)
- 新条例附則第5条の規定は、この条例の適用の日（以下「適用日」という。）以後に支給すべき事由の生じた傷病補償年金及び休業補償並びに適用日前に支給すべき事由の生じた適用日以後の期間に係る傷病補償年金について適用し、適用日前に支給すべき事由の生じた適用日前の期間に係る傷病補償年金及び適用日前に支給すべき事由の生じた休業補償については、なお従前の例による。
- 適用日からこの条例の施行の日の前日までの間にこの条例による改正前の議会の議員その他非常勤の職員の公務災害補償等に関する条例附則第5条の規定により支給された傷病補償年金及び休業補償は、新条例による傷病補償年金及び休業補償の内払とみなす。

宮崎県税条例の一部を改正する条例をここに公布する。

平成28年6月29日

宮崎県知事 河 野 俊 嗣

宮崎県条例第37号

宮崎県税条例の一部を改正する条例

宮崎県税条例（昭和29年宮崎県条例第19号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に下線で示すように改正する。

改正前	改正後
<p style="text-align: center;">(県税・総務事務所の長に対する知事の権限の委任)</p> <p>第3条 [略]</p> <p>2～4 [略]</p> <p>5 知事は、法第48条第3項の規定により徴収の引継ぎを受ける県民税及び市町村民税に係る徴収金の徴収に関する事務については、第1項の規定にかかわらず、徴収金を納付し、又は納入すべき者の住所、居所、家屋敷、事務所若しくは事業所又はその者の財産の所在地を所轄する県税・総務事務所の長に委任することができる。</p> <p>6 [略]</p> <p style="text-align: center;">(法人税割の税率)</p> <p>第30条 法人税割の税率は、<u>100分の3.2</u>とする。</p> <p style="text-align: center;">附 則</p> <p style="text-align: center;">(法人の県民税の法人税割の税率の特例)</p> <p>第6条 昭和51年2月1日から平成33年1月31日までの間に終了する各事業年度分及び各連結事業年度分の法人税割の税率は、第30</p>	<p style="text-align: center;">(県税・総務事務所の長に対する知事の権限の委任)</p> <p>第3条 [略]</p> <p>2～4 [略]</p> <p>5 知事は、法第48条第3項(同条第8項において準用する場合を含む。)<u>の規定により徴収の引継ぎを受ける県民税及び市町村民税に係る徴収金の徴収に関する事務については、第1項の規定にかかわらず、徴収金を納付し、又は納入すべき者の住所、居所、家屋敷、事務所若しくは事業所又はその者の財産の所在地を所轄する県税・総務事務所の長に委任することができる。</u></p> <p>6 [略]</p> <p style="text-align: center;">(法人税割の税率)</p> <p>第30条 法人税割の税率は、<u>100分の1</u>とする。</p> <p style="text-align: center;">附 則</p> <p style="text-align: center;">(法人の県民税の法人税割の税率の特例)</p> <p>第6条 昭和51年2月1日から平成33年1月31日までの間に終了する各事業年度分及び各連結事業年度分の法人税割の税率は、第30</p>

<p>条の規定にかかわらず、<u>100分の4</u>とする。</p> <p>2～4 [略]</p> <p>5 法人税額又は個別帰属法人税額の課税標準の算定期間が1年に満たない法人に対する第2項の規定の適用については、同項中「年1,000万円」とあるのは「1,000万円に当該法人税額又は当該個別帰属法人税額の課税標準の算定期間の月数を乗じて得た額を12で除して計算した金額」とする。この場合において、法人税法第71条第1項（同法第145条において準用する場合を含む。）又は同法第88条の規定によって法人税に係る申告書を提出する義務がある法人の法人税割の課税標準となる法人税額又は個別帰属法人税額が年1,000万円以下である旨の判定は、当該事業年度又は当該連結事業年度開始の日から6箇月を経過した日の前日までに前事業年度又は前連結事業年度の法人税割として納付した税額及び納付すべきことが確定した税額の合計額の課税標準となる法人税額又は個別帰属法人税額によるものとする。</p> <p>6 [略]</p>	<p>条の規定にかかわらず、<u>100分の1.8</u>とする。</p> <p>2～4 [略]</p> <p>5 法人税額又は個別帰属法人税額の課税標準の算定期間が1年に満たない法人に対する第2項の規定の適用については、同項中「年1,000万円」とあるのは「1,000万円に当該法人税額又は当該個別帰属法人税額の課税標準の算定期間の月数を乗じて得た額を12で除して計算した金額」とする。この場合において、法人税法第71条第1項（同法第72条第1項の規定が適用される場合を含む。）、第88条（同法第145条の5において準用する場合を含む。）又は第144条の3第1項（同法第144条の4第1項の規定が適用される場合を含む。）の規定により法人税に係る申告書を提出する義務がある法人の法人税割の課税標準となる法人税額又は個別帰属法人税額が年1,000万円以下である旨の判定は、当該事業年度又は当該連結事業年度開始の日から6箇月を経過した日の前日までに前事業年度又は前連結事業年度の法人税割として納付した税額及び納付すべきことが確定した税額の合計額の課税標準となる法人税額又は個別帰属法人税額によるものとする。</p> <p>6 [略]</p>
---	--

附 則

(施行期日)

- この条例は、平成29年4月1日から施行する。ただし、第3条第5項及び附則第6条第5項の改正規定は、公布の日から施行する。（県民税に関する経過措置）
- この条例による改正後の宮崎県条例（以下「改正後の条例」という。）第30条及び附則第6条第1項の規定は、この条例の施行の日（以下「施行日」という。）以後に開始する事業年度分の法人の県民税及び施行日以後に開始する連結事業年度分の法人の県民税について適用し、施行日前に開始した事業年度分の法人の県民税及び施行日前に開始した連結事業年度分の法人の県民税については、なお従前の例による。

県税の課税免除等の特例に関する条例の一部を改正する条例をここに公布する。

平成28年6月29日

宮崎県知事 河野俊嗣

宮崎県条例第38号

県税の課税免除等の特例に関する条例の一部を改正する条例

県税の課税免除等の特例に関する条例（昭和39年宮崎県条例第12号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に下線で示すように改正する。

改正前	改正後
<p>(同意集積区域における県税の課税免除)</p> <p>第4条 同意集積区域においては、次の各号に掲げる税目の区分に応じ、それぞれ当該各号に定める県税の課税を免除する。ただし、固定資産税に係る課税の免除については、当該課税を免除する措置がされた最初の年度以降3箇年度のものに限る。</p> <p>(1) 不動産取得税 企業立地促進法第5条第5項の規定による産業集積の形成又は産業集積の活性化に関する基本的な計画の同意の日（当該同意の日が平成28年3月31日までに行われたものに限る。以下「産業集積基本計画の同意日」という。）から起算して5年（同意集積区域が同意集積区域でなくなったときは、産業集積基本計画の同意日から同意集積区域でなくなった日までの期間）内に承認企業立地計画に従い総務省令第94号第3条に規定する対象施設（以下この条において「対象施設」という。）を設置した指定集積事業者（以下この条において「施設設置者」という。）について、当該対象施設の用に供する家屋（当該対象施設の用に供する部分に限るものとし、事務所等に係るものを除く。）又はその敷地である土地の取得（産業集積基本計画の同意日以後の取得に限り、かつ、土地の取得については、その取得の日の翌日から起算して1年以内に当該土地</p>	<p>(同意集積区域における県税の課税免除)</p> <p>第4条 同意集積区域においては、次の各号に掲げる税目の区分に応じ、それぞれ当該各号に定める県税の課税を免除する。ただし、固定資産税に係る課税の免除については、当該課税を免除する措置がされた最初の年度以降3箇年度のものに限る。</p> <p>(1) 不動産取得税 企業立地促進法第5条第5項の規定による産業集積の形成又は産業集積の活性化に関する基本的な計画の同意の日（当該同意の日が平成29年3月31日までに行われたものに限る。以下「産業集積基本計画の同意日」という。）から起算して5年（同意集積区域が同意集積区域でなくなったときは、産業集積基本計画の同意日から同意集積区域でなくなった日までの期間）内に承認企業立地計画に従い総務省令第94号第3条に規定する対象施設（以下この条において「対象施設」という。）を設置した指定集積事業者（以下この条において「施設設置者」という。）について、当該対象施設の用に供する家屋（当該対象施設の用に供する部分に限るものとし、事務所等に係るものを除く。）又はその敷地である土地の取得（産業集積基本計画の同意日以後の取得に限り、かつ、土地の取得については、その取得の日の翌日から起算して1年以内に当該土地</p>

を敷地とする当該家屋の建設の着手があった場合における当該土地の取得に限る。) に対して課するもの
(2) [略]

を敷地とする当該家屋の建設の着手があった場合における当該土地の取得に限る。) に対して課するもの
(2) [略]

附 則

この条例は、公布の日から施行し、この条例による改正後の県税の課税免除等の特例に関する条例の規定は、平成28年4月1日から適用する。

宮崎県産業廃棄物税条例の一部を改正する条例をここに公布する。

平成28年6月29日

宮崎県知事 河 野 俊 嗣

宮崎県条例第39号

宮崎県産業廃棄物税条例の一部を改正する条例

宮崎県産業廃棄物税条例（平成16年宮崎県条例第41号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に下線で示すように改正する。

改正前	改正後
<p>(徴収猶予)</p> <p>第12条 [略]</p> <p>2 [略]</p> <p>3 法第15条第4項、第15条の2及び第15条の3並びに第16条の2第1項から第3項までの規定は第1項の規定による徴収猶予について、法第11条、第16条第2項及び第3項、第16条の2第4項並びに第16条の5第1項及び第2項の規定は第1項の規定による担保について準用する。</p> <p>4・5 [略]</p>	<p>(徴収猶予)</p> <p>第12条 [略]</p> <p>2 [略]</p> <p>3 法第15条の2の2、第15条の2の3及び第15条の3並びに第16条の2第1項から第3項までの規定は第1項の規定による徴収猶予について、法第11条、第16条第2項及び第3項、第16条の2第4項並びに第16条の5第1項及び第2項の規定は第1項の規定による担保について準用する。</p> <p>4・5 [略]</p>

附 則

(施行期日)

1 この条例は、公布の日から施行する。

(経過措置)

2 この条例による改正後の宮崎県産業廃棄物税条例第12条第3項の規定は、この条例の施行の日（以下「施行日」という。）以後の徴収猶予について適用し、施行日前の徴収猶予については、なお従前の例による。

宮崎県議会議員及び宮崎県知事の選挙における選挙運動の公費負担に関する条例の一部を改正する条例をここに公布する。

平成28年6月29日

宮崎県知事 河 野 俊 嗣

宮崎県条例第40号

宮崎県議会議員及び宮崎県知事の選挙における選挙運動の公費負担に関する条例の一部を改正する条例

宮崎県議会議員及び宮崎県知事の選挙における選挙運動の公費負担に関する条例（平成6年宮崎県条例第31号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に下線で示すように改正する。

改正前	改正後
<p>(選挙運動用自動車の使用の公費の支払)</p> <p>第4条 県は、候補者（前条の規定による届出をした者に限る。）が同条の契約に基づき当該契約の相手方である一般乗用旅客自動車運送事業者その他の者（以下「一般乗用旅客自動車運送事業者等」という。）に支払うべき金額のうち、次の各号に掲げる区分に応じ当該各号に定める金額を、第2条ただし書に規定する要件に該当する場合に限り、当該一般乗用旅客自動車運送事業者等からの請求に基づき、当該一般乗用旅客自動車運送事業者等に対し支払う。</p> <p>(1) [略]</p> <p>(2) 当該契約が一般運送契約以外の契約である場合 次に掲げる区分に応じ、それぞれに定める金額</p> <p>ア 当該契約が選挙運動用自動車の借入れ契約（以下「自動車借入れ契約」という。）である場合 当該選挙運動用自動車</p>	<p>(選挙運動用自動車の使用の公費の支払)</p> <p>第4条 県は、候補者（前条の規定による届出をした者に限る。）が同条の契約に基づき当該契約の相手方である一般乗用旅客自動車運送事業者その他の者（以下「一般乗用旅客自動車運送事業者等」という。）に支払うべき金額のうち、次の各号に掲げる区分に応じ当該各号に定める金額を、第2条ただし書に規定する要件に該当する場合に限り、当該一般乗用旅客自動車運送事業者等からの請求に基づき、当該一般乗用旅客自動車運送事業者等に対し支払う。</p> <p>(1) [略]</p> <p>(2) 当該契約が一般運送契約以外の契約である場合 次に掲げる区分に応じ、それぞれに定める金額</p> <p>ア 当該契約が選挙運動用自動車の借入れ契約（以下「自動車借入れ契約」という。）である場合 当該選挙運動用自動車</p>

（同一の日において自動車借入れ契約により 2 台以上の選挙運動用自動車を使用される場合には、当該候補者が指定するいずれか 1 台の選挙運動用自動車に限る。）のそれぞれにつき、選挙運動用自動車として使用された各日についてその使用に対し支払うべき金額（当該金額が 1 万 5,300 円 を超える場合には、1 万 5,300 円）の合計金額

イ 当該契約が選挙運動用自動車の燃料の供給に関する契約である場合 当該契約に基づき当該選挙運動用自動車に供給した燃料の代金（当該選挙運動用自動車（これに代わり使用される他の選挙運動用自動車を含む。）が既に前条の規定による届出に係る契約に基づき供給を受けた燃料の代金と合算して、7,350 円に当該候補者につき法第 86 条の 4 第 1 項、第 2 項、第 5 項、第 6 項又は第 8 項の規定による候補者の届出のあった日から当該選挙の期日の前日（法第 100 条第 4 項の規定により投票を行わないこととなったときは、その事由が生じた日。第 6 条において同じ。）までの日数から前号の契約が締結されている日数を除いた日数を乗じて得た金額に達するまでの部分の金額であることにつき、委員会が定めるところにより、当該候補者からの申請に基づき、委員会が確認したものに限る。）

ウ [略]

（ビラの作成の公費の支払）

第 9 条 県は、宮崎県知事の選挙における候補者（前条の規定による届出をした者に限る。）が同条の契約に基づき当該契約の相手方であるビラの作成を業とする者に支払うべき金額のうち、当該契約に基づき作成されたビラの 1 枚当たりの作成単価（当該作成単価が、次の各号に掲げる区分に応じ当該各号に定める金額を超える場合には、当該各号に定める金額）に当該ビラの作成枚数（当該候補者を通じて、法第 142 条第 1 項第 3 号に定める枚数の範囲内のものであることにつき、委員会が定めるところにより、当該候補者からの申請に基づき、委員会が確認したものに限る。）を乗じて得た金額を、第 7 条後段において準用する第 2 条ただし書に規定する要件に該当する場合に限り、当該ビラの作成を業とする者からの請求に基づき、当該ビラの作成を業とする者に対し支払う。

（1）当該ビラの作成枚数が 5 万枚以下である場合 7 円 30 銭

（2）当該ビラの作成枚数が 5 万枚を超える場合 365,000 円と 4 円 88 銭にその 5 万枚を超える枚数を乗じて得た金額との合計金額を当該ビラの作成枚数で除して得た金額（1 銭未満の端数がある場合には、その端数は、1 銭とする。）

（告知用ポスター等の作成の公費の支払）

第 13 条 県は、候補者（前条の規定による届出をした者に限る。）が同条の契約に基づき当該契約の相手方であるポスターの作成を業とする者に支払うべき金額のうち、当該契約に基づき作成された告知用ポスター等の 1 枚当たりの作成単価（当該作成単価が、次の各号に掲げる区分に応じ当該各号に定める金額を超える場合には、当該各号に定める金額）に当該告知用ポスター等の作成枚数（当該候補者を通じて、当該選挙区（宮崎県知事の選挙については当該選挙が行われる区域。以下同じ。）におけるポスター掲示場の数に 2 を乗じて得た数の範囲内のものであることにつき、委員会が定めるところにより、当該候補者からの申請に基づき、委員会が確認したものに限る。）を乗じて得た金額を、第 11 条後段において準用する第 2 条ただし書に規定する要件に該当する場合に限り、当該ポスターの作成を業とする者からの請求に基づき

（同一の日において自動車借入れ契約により 2 台以上の選挙運動用自動車を使用される場合には、当該候補者が指定するいずれか 1 台の選挙運動用自動車に限る。）のそれぞれにつき、選挙運動用自動車として使用された各日についてその使用に対し支払うべき金額（当該金額が 1 万 5,800 円 を超える場合には、1 万 5,800 円）の合計金額

イ 当該契約が選挙運動用自動車の燃料の供給に関する契約である場合 当該契約に基づき当該選挙運動用自動車に供給した燃料の代金（当該選挙運動用自動車（これに代わり使用される他の選挙運動用自動車を含む。）が既に前条の規定による届出に係る契約に基づき供給を受けた燃料の代金と合算して、7,560 円に当該候補者につき法第 86 条の 4 第 1 項、第 2 項、第 5 項、第 6 項又は第 8 項の規定による候補者の届出のあった日から当該選挙の期日の前日（法第 100 条第 4 項の規定により投票を行わないこととなったときは、その事由が生じた日。第 6 条において同じ。）までの日数から前号の契約が締結されている日数を除いた日数を乗じて得た金額に達するまでの部分の金額であることにつき、委員会が定めるところにより、当該候補者からの申請に基づき、委員会が確認したものに限る。）

ウ [略]

（ビラの作成の公費の支払）

第 9 条 県は、宮崎県知事の選挙における候補者（前条の規定による届出をした者に限る。）が同条の契約に基づき当該契約の相手方であるビラの作成を業とする者に支払うべき金額のうち、当該契約に基づき作成されたビラの 1 枚当たりの作成単価（当該作成単価が、次の各号に掲げる区分に応じ当該各号に定める金額を超える場合には、当該各号に定める金額）に当該ビラの作成枚数（当該候補者を通じて、法第 142 条第 1 項第 3 号に定める枚数の範囲内のものであることにつき、委員会が定めるところにより、当該候補者からの申請に基づき、委員会が確認したものに限る。）を乗じて得た金額を、第 7 条後段において準用する第 2 条ただし書に規定する要件に該当する場合に限り、当該ビラの作成を業とする者からの請求に基づき、当該ビラの作成を業とする者に対し支払う。

（1）当該ビラの作成枚数が 5 万枚以下である場合 7 円 51 銭

（2）当該ビラの作成枚数が 5 万枚を超える場合 37 万 5,500 円と 5 円 2 銭にその 5 万枚を超える枚数を乗じて得た金額との合計金額を当該ビラの作成枚数で除して得た金額（1 銭未満の端数がある場合には、その端数は、1 銭とする。）

（告知用ポスター等の作成の公費の支払）

第 13 条 県は、候補者（前条の規定による届出をした者に限る。）が同条の契約に基づき当該契約の相手方であるポスターの作成を業とする者に支払うべき金額のうち、当該契約に基づき作成された告知用ポスター等の 1 枚当たりの作成単価（当該作成単価が、次の各号に掲げる区分に応じ当該各号に定める金額を超える場合には、当該各号に定める金額）に当該告知用ポスター等の作成枚数（当該候補者を通じて、当該選挙区（宮崎県知事の選挙については当該選挙が行われる区域。以下同じ。）におけるポスター掲示場の数に 2 を乗じて得た数の範囲内のものであることにつき、委員会が定めるところにより、当該候補者からの申請に基づき、委員会が確認したものに限る。）を乗じて得た金額を、第 11 条後段において準用する第 2 条ただし書に規定する要件に該当する場合に限り、当該ポスターの作成を業とする者からの請求に基づき

、当該ポスターの作成を業とする者に対し支払う。

(1) 当該選挙区におけるポスター掲示場の数が 500 以下である場合 510円48銭に当該ポスター掲示場の数を乗じて得た金額に30万 1,875円を加えた金額を当該選挙区におけるポスター掲示場の数で除して得た金額 (1円未満の端数がある場合には、その端数は、1円とする。次号において同じ。)

(2) 当該選挙区におけるポスター掲示場の数が 500 を超える場合 26円73銭にその 500 を超える数を乗じて得た金額に55万 7,115円を加えた金額を当該選挙区におけるポスター掲示場の数で除して得た金額

、当該ポスターの作成を業とする者に対し支払う。

(1) 当該選挙区におけるポスター掲示場の数が 500 以下である場合 525円6銭に当該ポスター掲示場の数を乗じて得た金額に31万 500円を加えた金額を当該選挙区におけるポスター掲示場の数で除して得た金額 (1円未満の端数がある場合には、その端数は、1円とする。次号において同じ。)

(2) 当該選挙区におけるポスター掲示場の数が 500 を超える場合 27円50銭にその 500 を超える数を乗じて得た金額に57万 3,030円を加えた金額を当該選挙区におけるポスター掲示場の数で除して得た金額

附 則

(施行期日)

1 この条例は、公布の日から施行する。

(経過措置)

2 この条例による改正後の宮崎県議会議員及び宮崎県知事の選挙における選挙運動の公費負担に関する条例の規定は、この条例の施行の日 (以下「施行日」という。) 以後その期日を告示される選挙から適用し、施行日の前日までにその期日を告示された選挙については、なお従前の例による。

旅館業法施行条例の一部を改正する条例をここに公布する。

平成28年6月29日

宮崎県知事 河 野 俊 嗣

宮崎県条例第41号

旅館業法施行条例の一部を改正する条例

旅館業法施行条例 (昭和33年宮崎県条例第24号) の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に下線で示すように改正する。

改正前	改正後
(簡易宿所営業の施設の構造設備の基準)	(簡易宿所営業の施設の構造設備の基準)
第4条 [略]	第4条 [略]
2 政令第1条第3項第7号の条例で定める構造設備の基準は、前項に定めるもののほか、次のとおりとする。	2 政令第1条第3項第7号の条例で定める構造設備の基準は、前項に定めるもののほか、次のとおりとする。
(1) <u>客室</u> の床面積は、4.8平方メートル以上であること。	(1) <u>1客室</u> の床面積は、4.8平方メートル以上であること。 <u>ただし、簡易宿所営業の施設のうち、法第3条第1項の許可の申請に当たって宿泊者の数を10人未満とするもの (以下「少人数簡易宿所営業の施設」という。) には、この限りでない。</u>
(2) [略]	(2) [略]
(衛生の措置の基準等)	(衛生の措置の基準等)
第9条 法第4条第2項の措置の基準は、別表第3のとおりとする。	第9条 法第4条第2項の措置の基準は、別表第3のとおりとする。 <u>ただし、同表に掲げる基準による必要がない場合であって、かつ、公衆衛生の維持に支障がないと知事が認めるときは、同表の基準によらないことができるものとする。</u>
別表第3 (第9条関係)	別表第3 (第9条関係)
衛生の措置の基準	衛生の措置の基準
1～10 [略]	1～10 [略]
11 客室は、次に掲げる基準による定員を超えて宿泊させないこと。	11 客室は、次に掲げる基準による定員を超えて宿泊させないこと。
(1) [略]	(1) [略]
(2) 簡易宿所営業にあつては、 <u>寝台を有しない場合は床面積 2.5平方メートルにつき1人、寝台を有する場合は床面積 3.0平方メートルにつき1人、階層式寝台を有する場合は床面積 4.5平方メートルにつき2人</u>	(2) <u>少人数簡易宿所営業の施設にあつては床面積 3.3平方メートルにつき1人、少人数簡易宿所営業の施設以外の簡易宿所営業の施設にあつては寝台を有しない場合は床面積 2.5平方メートルにつき1人、寝台を有する場合は床面積 3.0平方メートルにつき1人、階層式寝台を有する場合は床面積 4.5平方メートルにつき2人</u>
(3) [略]	(3) [略]

12～16 [略]

12～16 [略]

附 則

この条例は、公布の日から施行する。

宮崎県認定こども園の認定基準に関する条例及び宮崎県幼保連携型認定こども園の設備及び運営の基準に関する条例の一部を改正する条例をここに公布する。

平成28年6月29日

宮崎県知事 河野俊嗣

宮崎県条例第42号

宮崎県認定こども園の認定基準に関する条例及び宮崎県幼保連携型認定こども園の設備及び運営の基準に関する条例の一部を改正する条例

(宮崎県認定こども園の認定基準に関する条例の一部改正)

第 1 条 宮崎県認定こども園の認定基準に関する条例（平成18年宮崎県条例第57号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に下線で示すように改正する。

改正前	改正後
<p>附 則</p> <p>[略]</p>	<p>附 則</p> <p><u>(施行期日)</u></p> <p>1 [略]</p> <p><u>(職員の配置等に関する特例)</u></p> <p>2 <u>園児の登園又は降園の時間帯その他の園児が少数である時間帯において、第3条第1項本文の規定により認定こども園に置かななければならない職員の数が1人となる場合には、当分の間、同項の規定により認定こども園に置かななければならない職員のうち1人は、第4条第1項から第3項まで及び第5項の規定にかかわらず、知事が幼稚園の教諭の免許状又は保育士の資格を有する者と同等の知識及び経験を有すると認める者として規則で定めるものとする。</u></p> <p>3 <u>第4条第1項及び第5項本文の規定による保育士の資格を有する者については、当分の間、幼稚園の教諭の免許状又は小学校教諭若しくは養護教諭の普通免許状（教育職員免許法第4条第2項に規定する普通免許状をいう。次項及び附則第6項において同じ。）を有する者（現に当該施設において主幹養護教諭又は養護教諭として従事している者を除く。次項及び附則第6項において同じ。）をもって代えることができる。</u></p> <p>4 <u>第4条第2項及び第3項の規定による幼稚園の教諭の免許状又は保育士の資格を有する者については、当分の間、小学校教諭又は養護教諭の普通免許状を有する者をもって代えることができる。この場合において、当該者は補助者として従事する場合を除き、教育課程に基づく教育（第2条第2項第1号アの教育課程に基づく教育をいう。次項において同じ。）に従事してはならない。</u></p> <p>5 <u>1日につき8時間を超えて開所する認定こども園において、開所時間を通じて必要となる職員（教育及び保育に従事する者をいう。以下この項において同じ。）の総数が、利用定員に応じて置かななければならない職員の数を超える場合における第4条第1項から第3項まで及び第5項の規定による幼稚園の教諭の免許状又は保育士の資格を有する者については、当分の間、開所時間を通じて必要となる職員の総数から、利用定員に応じて置かななければならない職員の数を差し引いて得た数の範囲で、知事が幼稚園の教諭の免許状又は保育士の資格を有する者と同等の知識及び経験を有すると認める者として規則で定めるものをもって代えることができる。この場合において、当該者は補助者として従事する場合を除き、教育課程に基づく教育に従事してはならない。</u></p> <p>6 <u>次の表の左欄に掲げる規定により同表の中欄に掲げる者について同表の右欄に掲げる者をもって代える場合においては、同表の</u></p>

右欄に掲げる者の総数は、第 3 条第 1 項の規定により認定こども園に置かなければならない職員の数の 3 分の 1 を超えてはならない。

附則第 3 項	第 4 条第 1 項及び第 5 項本文の規定による保育士の資格を有する者	幼稚園の教諭の免許状又は小学校教諭若しくは養護教諭の普通免許状を有する者
附則第 4 項	第 4 条第 2 項及び第 3 項の規定による幼稚園の教諭の免許状又は保育士の資格を有する者	小学校教諭又は養護教諭の普通免許状を有する者
附則第 5 項	第 4 条第 1 項から第 3 項まで及び第 5 項の規定による幼稚園の教諭の免許状又は保育士の資格を有する者	知事が幼稚園の教諭の免許状又は保育士の資格を有する者と同等の知識及び経験を有すると認める者として規則で定めるもの

(宮崎県幼保連携型認定こども園の設備及び運営の基準に関する条例の一部改正)

第 2 条 宮崎県幼保連携型認定こども園の設備及び運営の基準に関する条例(平成26年宮崎県条例第57号)の一部を次のように改正する。
次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に下線で示すように改正する。

改正前		改正後	
(園舎及び園庭)		(園舎及び園庭)	
第11条 [略]		第11条 [略]	
2 [略]		2 [略]	
3 乳児室、ほふく室、保育室、遊戯室又は便所(以下「乳児室等」という。)は1階に設けるものとする。ただし、第1号、第2号及び第6号に掲げる要件を満たすときは乳児室等を2階に、前項ただし書の規定により園舎を3階建以上とする場合であって、第2号から第8号までに掲げる要件を満たすときは、乳児室等を3階以上の階に設けることができる。		3 乳児室、ほふく室、保育室、遊戯室又は便所(以下「乳児室等」という。)は1階に設けるものとする。ただし、第1号、第2号及び第6号に掲げる要件を満たすときは乳児室等を2階に、前項ただし書の規定により園舎を3階建以上とする場合であって、第2号から第8号までに掲げる要件を満たすときは、乳児室等を3階以上の階に設けることができる。	
(1) [略]		(1) [略]	
(2) 乳児室等が設けられている次の表の左欄に掲げる階に応じ、同表の中欄に掲げる区分ごとに、それぞれ同表の右欄に掲げる設備が1以上設けられていること。		(2) 乳児室等が設けられている次の表の左欄に掲げる階に応じ、同表の中欄に掲げる区分ごとに、それぞれ同表の右欄に掲げる設備が1以上設けられていること。	
階	区分	設備	設備
2	[略]		
階	避難用	1 建築基準法施行令(昭和25年政令第338号)第123条第1項各号又は同条第3項各号に規定する構造の屋内階段(ただし、同条第1項の場合においては、当該階段の構造は、建築物の1階から2階までの部分に限り、屋内と階段室とは、バルコニー又は付室を通じて連絡することとし、かつ、 <u>同条第3項第2号、第3号及び第9号</u> を満たすものとする。)	1 建築基準法施行令(昭和25年政令第338号)第123条第1項各号又は同条第3項各号に規定する構造の屋内階段(ただし、同条第1項の場合においては、当該階段の構造は、建築物の1階から2階までの部分に限り、屋内と階段室とは、バルコニー又は付室を通じて連絡することとし、かつ、 <u>同条第3項第3号、第4号及び第10号</u> を満たすものとする。)
		2~4 [略]	2~4 [略]
3	[略]		
階	避難用	1 建築基準法施行令第123条第1項各号又は同条第3項各号に規定する構造の屋内階段(ただし、同条第1項の場合においては、当該階段の構造は、建築物の1階から3階までの部分に限り、屋内と階段室とは、バルコニー又は付室を通じて連絡することとし、かつ、 <u>同条第3項第</u>	1 建築基準法施行令第123条第1項各号又は同条第3項各号に規定する構造の屋内階段(ただし、同条第1項の場合においては、当該階段の構造は、建築物の1階から3階までの部分に限り、屋内と階段室とは、バルコニー又は付室を通じて連絡することとし、かつ、 <u>同条第3項第</u>

		2号、第3号及び第9号を満たすものとする。) 2・3 [略]
4	[略]	
階 以 上 の 階	避難 用	1 建築基準法施行令第 123条第 1 項各号又は同条第 3 項各号に規定する構造の屋内階段（ただし、同条第 1 項の場合においては、当該階段の構造は、建築物の 1 階から乳児室等が設けられている階までの部分に限り、屋内と階段室とは、バルコニー又は外気に向かって開くことのできる窓若しくは排煙設備（同条第 3 項第 1 号に規定する国土交通大臣が定めた構造方法を用いるものその他有効に排煙することができるものに限る。）を有する付室を通じて連絡することとし、かつ、同条第 3 項第 2 号、第 3 号及び第 9 号を満たすものとする。） 2・3 [略]

附 則

		3号、第4号及び第10号を満たすものとする。) 2・3 [略]
4	[略]	
階 以 上 の 階	避難 用	1 建築基準法施行令第 123条第 1 項各号又は同条第 3 項各号に規定する構造の屋内階段（ただし、同条第 1 項の場合においては、当該階段の構造は、建築物の 1 階から乳児室等が設けられている階までの部分に限り、屋内と階段室とは、バルコニー又は付室（階段室が同条第 3 項第 2 号に規定する構造を有する場合を除き、同条に規定する構造を有するものに限る。）を通じて連絡することとし、かつ、同条第 3 項第 3 号、第 4 号及び第 10 号を満たすものとする。） 2・3 [略]

附 則

（職員の配置に係る特例）

- 8 園児の登園又は降園の時間帯その他の園児が少数である時間帯において、第 8 条第 3 項本文の規定により園児の教育及び保育に直接従事する職員の数が 1 人となる場合には、当分の間、同項の規定により置かなければならない職員のうち 1 人は、別表備考第 1 号の規定にかかわらず、知事が保育教諭と同等の知識及び経験を有すると認める者として規則で定めるものとすることができる。
- 9 別表備考第 1 号に定める者については、当分の間、小学校教諭又は養護教諭の普通免許状（教育職員免許法（昭和 24 年法律第 1 47 号）第 4 条第 2 項に規定する普通免許状をいう。別表において同じ。）を有する者（現に当該施設において主幹養護教諭又は養護教諭として従事している者を除く。以下「小学校教諭等免許状所持者」という。）をもって代えることができる。この場合において、当該小学校教諭等免許状所持者は、補助者として従事する場合を除き、教育課程に基づく教育（第 7 条第 1 項の教育課程に基づく教育をいう。次項において同じ。）に従事してはならない。
- 10 1 日につき 8 時間を超えて開所する幼保連携型認定こども園において、開所時間を通じて必要となる職員（園児の教育及び保育に直接従事する職員をいう。以下この項において同じ。）の総数が、利用定員に応じて置かなければならない職員の数を超える場合における別表備考第 1 号に定める者については、当分の間、開所時間を通じて必要となる職員の総数から、利用定員に応じて置かなければならない職員の数を差し引いて得た数の範囲で、知事が保育教諭と同等の知識及び経験を有すると認める者として規則で定めるものをもって代えることができる。この場合において、当該者は補助者として従事する場合を除き、教育課程に基づく教育に従事してはならない。
- 11 前 2 項の規定により別表備考第 1 号に定める者を小学校教諭等免許状所持者又は知事が保育教諭と同等の知識及び経験を有すると認める者として規則で定めるものをもって代える場合においては、当該小学校教諭等免許状所持者並びに知事が保育教諭と同等の知識及び経験を有すると認める者として規則で定めるものの総数は、第 8 条第 3 項の規定により置かなければならない職員の数の 3 分の 1 を超えてはならない。

8・9 [略]

別表 (第 8 条関係)

[略]

備考

(1) この表に定める員数は、副園長 (幼稚園の教諭の普通免許状 (教育職員免許法 (昭和24年法律第 147号) 第 4 条第 2 項に規定する普通免許状をいう。以下この号において同じ。)) を有し、かつ、児童福祉法第18条の18第 1 項の登録 (以下この号において「登録」という。) を受けたものに限る。)、教頭 (幼稚園の教諭の普通免許状を有し、かつ、登録を受けたものに限る。)、主幹保育教諭、指導保育教諭、保育教諭、助保育教諭又は講師であって、園児の教育及び保育に直接従事する者の数をいう。

(2)~(4) [略]

12・13 [略]

別表 (第 8 条関係)

[略]

備考

(1) この表に定める員数は、副園長 (幼稚園の教諭の普通免許状を有し、かつ、児童福祉法第18条の18第 1 項の登録 (以下この号において「登録」という。) を受けたものに限る。)、教頭 (幼稚園の教諭の普通免許状を有し、かつ、登録を受けたものに限る。)、主幹保育教諭、指導保育教諭、保育教諭、助保育教諭又は講師であって、園児の教育及び保育に直接従事する者の数をいう。

(2)~(4) [略]

附 則

この条例は、公布の日から施行する。

公営企業の設置等に関する条例の一部を改正する条例をここに公布する。

平成28年 6 月29日

宮崎県知事 河 野 俊 嗣

宮崎県条例第43号

公営企業の設置等に関する条例の一部を改正する条例

公営企業の設置等に関する条例 (昭和41年宮崎県条例第47号) の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に下線で示すように改正する。

改正前	改正後																																							
<p>(経営の基本)</p> <p>第 3 条 [略]</p> <p>2 企業の規模等については、次に定めるところによる。</p> <p>(1) 電気事業</p> <p>発電所の名称、位置及び最大出力は、次のとおりとする。</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>名称</th> <th>位置</th> <th>最大出力 (概数)</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>[略]</td> <td></td> <td></td> </tr> <tr> <td>祝子発電所</td> <td>[略]</td> <td>16,800</td> </tr> <tr> <td>[略]</td> <td></td> <td></td> </tr> <tr> <td>祝子第二発電所</td> <td>[略]</td> <td></td> </tr> <tr> <td>計</td> <td></td> <td>158,035</td> </tr> </tbody> </table> <p>(2)・(3) [略]</p> <p>第 8 条 [略]</p> <p>2 参与は、宮崎県部等設置条例 (平成16年宮崎県条例第 4 号) 第 1 条に規定する部等の長の職にある職員のうちから知事が任命する。</p>	名称	位置	最大出力 (概数)	[略]			祝子発電所	[略]	16,800	[略]			祝子第二発電所	[略]		計		158,035	<p>(経営の基本)</p> <p>第 3 条 [略]</p> <p>2 企業の規模等については、次に定めるところによる。</p> <p>(1) 電気事業</p> <p>発電所の名称、位置及び最大出力は、次のとおりとする。</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>名称</th> <th>位置</th> <th>最大出力 (概数)</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>[略]</td> <td></td> <td></td> </tr> <tr> <td>祝子発電所</td> <td>[略]</td> <td>17,300</td> </tr> <tr> <td>[略]</td> <td></td> <td></td> </tr> <tr> <td>祝子第二発電所</td> <td>[略]</td> <td></td> </tr> <tr> <td>酒谷発電所</td> <td>日南市</td> <td>520</td> </tr> <tr> <td>計</td> <td></td> <td>159,055</td> </tr> </tbody> </table> <p>(2)・(3) [略]</p> <p>第 8 条 [略]</p> <p>2 参与は、宮崎県部等設置条例 (平成16年宮崎県条例第 4 号) 第 1 条に規定する部の長の職にある職員のうちから知事が任命する。</p>	名称	位置	最大出力 (概数)	[略]			祝子発電所	[略]	17,300	[略]			祝子第二発電所	[略]		酒谷発電所	日南市	520	計		159,055
名称	位置	最大出力 (概数)																																						
[略]																																								
祝子発電所	[略]	16,800																																						
[略]																																								
祝子第二発電所	[略]																																							
計		158,035																																						
名称	位置	最大出力 (概数)																																						
[略]																																								
祝子発電所	[略]	17,300																																						
[略]																																								
祝子第二発電所	[略]																																							
酒谷発電所	日南市	520																																						
計		159,055																																						

附 則

この条例は、公布の日から施行する。

警察官等の被服の支給及び装備品の貸与に関する条例の一部を改正する条例をここに公布する。

平成28年 6 月29日

宮崎県知事 河 野 俊 嗣

宮崎県条例第44号

警察官等の被服の支給及び装備品の貸与に関する条例の一部を改正する条例

警察官等の被服の支給及び装備品の貸与に関する条例 (昭和29年宮崎県条例第22号) の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に下線で示すように改正する。

改正前

（警察官等に対する被服の支給等）

第 2 条 警察官等に対し支給する被服（以下「支給品」という。）の品目、員数及び使用期間は、次の表のとおりとする。ただし、特別の理由がある場合には、警察本部長は、その員数を増減し、又は使用期間を伸縮することができる。

品目	員数	使用期間
[略]		
ベルト <u>（男子に限る。）</u>	[略]	
冬・合ベルト <u>（女子に限る。）</u>	1 個	24 月
夏ベルト <u>（女子に限る。）</u>	1 個	12 月
[略]		

2～7 [略]

第 3 条 警察官等に対し貸与する装備品（以下「貸与品」という。）の品目は、警察官等の種類に応じ次の表のとおりとし、その員数は各 1（階級章、識別章及び交通巡視員章については、各 3）とする。ただし、警視以上の階級にある警察官その他勤務の性質により必要がない者に対しては、その一部を貸与しないことができる。

警察官等の種類	品目
警察官	[略] けん銃 [略] <u>けん銃つりひも</u> [略]
[略]	

附 則

この条例は、公布の日から施行する。

改正後

（警察官等に対する被服の支給等）

第 2 条 警察官等に対し支給する被服（以下「支給品」という。）の品目、員数及び使用期間は、次の表のとおりとする。ただし、特別の理由がある場合には、警察本部長は、その員数を増減し、又は使用期間を伸縮することができる。

品目	員数	使用期間
[略]		
ベルト	[略]	
[略]		

2～7 [略]

第 3 条 警察官等に対し貸与する装備品（以下「貸与品」という。）の品目は、警察官等の種類に応じ次の表のとおりとし、その員数は各 1（階級章、識別章及び交通巡視員章については、各 3）とする。ただし、警視以上の階級にある警察官その他勤務の性質により必要がない者に対しては、その一部を貸与しないことができる。

警察官等の種類	品目
警察官	[略] 拳銃 [略] <u>拳銃つりひも</u> [略]
[略]	